

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：農林水産業費 項：農業費 目：主要農作物対策費

事業名 水田農業構造改革推進事業費補助金（単補）

（この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください）

農政部 農産園芸課 水田経営係 電話番号：058-272-1111（内 2864）

E-mail： c11423@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 9,840 千円（前年度予算額： 12,300 千円）

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	12,300	0	0	0	0	0	0	0	12,300
要求額	9,840	0	0	0	0	0	0	0	9,840
決定額									

2 要求内容

（1）要求の趣旨（現状と課題）

① 経緯

- ・平成30年産米から国による米の生産数量目標の配分が廃止され、米の供給過剰による米価下落が懸念されるため、計画的な米生産の対策として、農業再生協議会が主体となる米の需給調整を運営しているところ。
- ・米穀の需給調整に関する事務費については、国が定額助成を実施してきたが、三位一体改革の税源移譲に結びつく国庫補助負担金の改革に位置づけられ、平成18年度からは県に税源移譲されている。

② 現状と問題点

- ・農業再生協議会が主体となる新たな米の需給調整の円滑な運営のため、市町村や農業協同組合とも連携することが必要である。
- ・米の需給と価格の安定を図る上で、需要に即した主食用米の計画的な生産を推進する必要がある。
- ・市町村は、地域の農業振興の観点から、地域の水稲等作付動向を把握した上で、翌年度以降の米の作付計画面積等について、農業協同組合や地域農業再生協議会等へ指導助言を行う必要がある。
- ・農業協同組合は、地域の米生産者に対して、米の販売動向の情報提供や、長期安定的な取引、新たな販路確保等の販売戦略に基づく、計画的な米生産を誘導する必要がある。

(2) 事業内容

地域一体となった米の需給調整の着実な実行に向け、需要に応じた米生産の推進に係る取組に要する経費を助成。

ア 事業実施主体

市町村、農業協同組合

イ 対象とする取組

- ①市町村 米の需給調整の周知や体制強化
作付動向の把握
指導助言、情報提供の実施
- ②農業協同組合 合意形成に向けた活動
品質や、生産性の向上を図る栽培技術の確立
産地と実需者等との結びつきの強化

(3) 県負担・補助率の考え方

県、市町村、農業協同組合が役割分担の中で連携した上で、米の需給調整を着実に実行するために必要な支援であり、県の負担は妥当である。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

(単位：千円)

科目	金額	積算内訳
補助金	9,840	1 市町村あたり180千円×42市町村=7,560千円 1 農業協同組合あたり326千円×7農業協同組合≒2,280千円

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

ぎふ農業農村基本計画(R3~R7)

Ⅱ 県産が身近に感じ安心して消費できる「ぎふの食」づくり

3 水田農業における安定供給体制の構築と新たな展開

(2) 法令等との関係

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第7条(生産調整に方針に関する助言及び指導)

(前年度の成果)

加工用米等の非主食用米の作付け拡大によって水稻生産面積が前年度と同面積となり、水田を水田として維持することができた。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

平成 30 年産米から国による米の生産数量目標は廃止となった。今後は、生産者自らの経営判断で需要に応じた生産が行うことができるよう支援していくことが重要となる。

このため、米の需給と価格の安定のため、関係機関が連携し、地域一体となって需要に応じた計画的な米生産を推進することが課題となっている。

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か）

○：必要性が高い、△：必要性が低い

(評価)

○

米の生産調整の見直しにより、生産者の裁量性が拡大し、競争力強化につながる一方、米の生産過剰に伴う米価下落のため、水田農業経営の悪化にもつながることが懸念されることから、需要に応じた米生産の推進を行うことは妥当である。

・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）

○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている

△：まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価)

○

飼料用米等の非主食用米の作付け拡大など、地域の実情に合わせた米生産が推進・誘導されている。

・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）

○：効率化は図られている、△：向上の余地がある

(評価)

○

県で画一的な指導を行うのではなく、各市町村により各地域の実情に合わせた取り組みを支援することで、円滑かつ効果的に米生産の推進の取組が実施されている。

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

④継続・削減・統合・廃止

(理由)

市町村が行う米穀の需給調整に関する事務費は、国が定額助成を実施してきたが、平成 18 年度からは県に税源移譲されているため。（三位一体改革の税源移譲に結びつく国庫補助負担金の改革による）

市町村、農業協同組合を事業主体として、地域一体となった需要に応じた生産を推進する。